

# 第6章 社会環境の整備に関する施策 資料2-1

## 第1節 有害環境の浄化等

### 1. 概説

青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしている。とりわけ青少年の健全な育成に有害であると認められるもの、例えば、性的感情を著しく刺激し、又は粗暴性、残虐性を助長するおそれのある出版物、ビデオ、パソコンソフト、映画、広告物、放送番組等や享乐的な色彩の強いスナック、ディスコ、深夜飲食店、ゲームセンター、カラオケボックス等は、しばしば非行の誘引ともなっており、少年非行防止対策上憂慮すべき問題である。有害な雑誌、ビデオ等の刺激を受けわいせつや残虐な行為等に走るケース、ディスコやゲームセンターで遊ぶための小遣い欲しさに非行に走るケース等は、依然として後を絶たない。また、最近では、テレホンクラブ、「出会い系サイト」に係る営業等の出現により、これらに係る女子少年の性的な被害、問題行動等が大きな問題となっているほか、インターネットの普及により、青少年のわいせつ画像等有害情報へのアクセスが懸念されている。

### 2. 青少年を取り巻く環境の浄化等対策

有害な社会環境については、青少年自身の意思と判断による対応が基本となるが、同時に、これを支える家庭や学校における指導、そして、地域の人たちによる青少年の健全育成の観点からの有害環境浄化のための積極的な活動、青少年のための有害環境浄化についての関係者の深い理解と協力が必要である。

#### (1) 関係業界の自主規制の促進

有害環境の浄化には、何よりもまず関係業界自身が自主規制を図ることが大切である。

そのため、政府としても、これまでたびたび業界団体等に対して自主規制の要請を行ってきた。平成14年10月にも、青少年育成推進会議の「「出会い系サイト」に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」の申し合わせを受け、より一層の取組の推進・充実について協力を要

請したところである。

なお、現在行われているマスコミはじめ関係業界の自主規制の状況は、第2-6-1表のとおりである。

#### (2) 住民の地域活動の促進

露骨な性描写のある少年少女向けコミック誌・単行本等の追放については、各方面で住民の活発な地域活動が展開され、かなりの成果が収められている。しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い生活環境も年々変化し、青少年を取り巻く新たな有害環境の発現もみられるようになってきている。このような環境の浄化のためには、幅広い住民の一般的な合意に基づき、地域を挙げての住民運動を通じて、問題が解決されることが最も望ましい方向であるとともに、これを促進することにより、関係業界の自主規制も促進されるものと考えられる。

これら住民の活動の促進を図るため、内閣府が関係省庁、関係機関・団体等の参加・協力を得て毎年行っている「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)及び「全国青少年健全育成強調月間」(11月)においても、「有害環境の浄化活動の推進」を月間の重点事項として定め、住民の参加による有害環境の浄化活動を推進している。

また、「平成13年環境浄化重点地区」においては、地域住民やボランティアが中心となって、各種の環境浄化活動が活発に行われている。

さらに、文部科学省では、青少年の健全育成のための環境整備の観点から、P.T.Aが平成10年度から実施しているテレビ番組の全国モニタリング調査を支援しているところである。

#### (3) 法令による規制と取締り

現在、有害環境を規制する法令には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122。以下「風適法」という。)等がある。風適法は、18歳未満の者を客として風俗営業等の営業所に立ち

第2-6-1表 関係業界の自主規制の状況

関係業界	内 容 等
マスコミ全般	○新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかかわり方に関する研究協議等を実施
出版	○出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施（同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている） ○出版倫理懇話会（成人娯楽雑誌等を刊行する37社により組織）が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動 ○露骨な性描写を内容とした少女向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分けを可能にするための帯紙措置の実施 ○青年コミックマークや青年向け雑誌マークの表示 ○成人コーナーの設置 ○対面販売の実施
映画・ビデオ・コンピュータソフト等	○映画倫理活動の自主管理機関として映倫管理委員会が設置され、その中の審査部門が、「映画倫理規定」に基づき映画の審査を実施（青少年に影響を及ぼすと認められるものについて、R-18（18歳未満入場禁止）、R-15（15歳未満入場禁止）、PG-12（12歳未満は親又は保護者の同伴が望ましい）に指定する等） ○ビデオソフト倫理活動のため、日本ビデオ倫理協会（業界の自主審査機関として組織）において、「映像ソフト倫理規定」を設け、独自の審査を実施（成人指定（18歳未満映示、貸出、販売禁止）、R指定（15歳未満映示、貸出、販売禁止）、一般（規制無し）の3区分に指定する等）また平成5年2月自動販売機による販売自粛通達（事実上禁止）。 ○その他 ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係では、映像倫理協議会（映倫管理委員会と日本ビデオ倫理協会）で構成 ・パーソナルコンピュータソフトウェア関係では、コンピュータソフトウェア倫理機構 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、日本アミューズメントマシン工業協会 ・家庭用ゲームソフト関係では、コンピュータエンターテインメント協会（CESA）、コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）がそれぞれ倫理綱領等を定め活動
放送	○日本放送協会および（社）日本民間放送連盟は▽青少年向け放送番組の充実▽メディアリテラシーの向上▽青少年と放送に関する調査等の推進▽第三者機関等の活用▽放送時間帯の配慮▽番組に関する情報提供の充実——について具体的に推進。特に、放送と青少年に関する視聴者からの意見を審議し、その審議結果や放送局の対応策を公表するなど、視聴者と放送局を結ぶ「回路」として機能する自主的機関「放送と青少年に関する委員会」を平成12年に設置。そのほか、平成11年から、青少年とテレビのかかわりを考える特集番組を「NHK・民放連共同企画番組」とし、年2回（NHKと民放が1本ずつ）制作・放送 ○（社）日本民間放送連盟は、「放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する」との放送基準を設けたほか、「青少年に見てもらいたい番組」（週3時間以上）を民放テレビ各社で年2回公表するなど、放送と青少年問題への対応策を自主的に推進。メディアリテラシーについては、全国4地区で民放テレビと地元の学校などと共同で実践研究を行うとともに報告会を開催 ○CSデジタル放送においては、（社）衛星放送協会が倫理委員会を設け「成人向けエンターテインメント放送基準」を制定し放送倫理の高揚に努めるほか、毎年「青少年と放送」をテーマに研究会・講演会を開催。また、夏休み期間中には、青少年向け番組推奨キャンペーンを実施。 ○CS放送成人番組倫理委員会（成人向け番組を提供するCS放送事業者により組織）においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施するかたわら、専門的な部会を設けて倫理基準の維持、高揚に努めている。この自主審査の対象は、CS放送の中の成人番組だけでなく、この組織に加入するブロードバンド放送の中の成人番組をも対象に加えている。
広告	○各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告制作、広告業の各社が共同して日本広告審査機構（JARO）を設立し、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施
興行	○全国興行環境衛生同業組合連合会（映画、演劇、演芸の各業種で結成）が、一般向け映画とPG-12・R-15・R-18制限付映画の併映禁止、制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定 ○映画産業団体連合会（映画関係団体によって組織）が、制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定
カラオケボックス	○日本カラオケスタジオ協会が、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、内鍵の不設置、外部から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施
インターネット	○電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表（ <a href="http://www.tca.or.jp">http://www.tca.or.jp</a> ） ○（社）テレコムサービス協会が、「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」、「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」等を公表（ <a href="http://www.telesa.or.jp">http://www.telesa.or.jp</a> ） ○（社）インターネット協会が、情報の受信者側でアクセスできる情報を主体的に選択できる仕組み（フィルタリングシステム）を教育現場等に配布

入らせたり、そこで接客業務に従事させたりすること等を禁止しているほか、平成10年の改正により、性を売り物とする営業として、新たに「無店舗型性風俗特殊営業(アダルトビデオ等の通信販売営業及び派遣型ファッションヘルス営業)」及び「映像送信型性風俗特殊営業(インターネット等を利用してポルノ映像を見せる営業)」が規制の対象に加えられ、18歳未満の者を客とすることを禁止するなど青少年保護のための規定等が整備された。また、いわゆるピンクビラ、ピンクチラシ対策として、これらの営業と「店舗型性風俗特殊営業(ソープランド、ストリップ劇場等、従来の風俗関連営業)」に対する広告及び宣伝の規制が新設・強化された。

テレホンクラブ営業等性を売り物とする性風俗関連特殊営業等の営業は、性の逸脱行為や福祉犯被害の契機となるおそれが強いことから、警察では、風適法の法令による指導取締りに努めている。

特に、テレホンクラブ営業については、同営業の利用を契機とした少年の性被害が多発しているとともに、「援助交際」と称する児童買春カウパルの温床となっている状況がみられることから、平成13年の改正により、「電話異性紹介営業」として風適法によ

って規制されることとなった。この改正により、テレホンクラブ営業を営む者に対し、電話による会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認する措置(年齢確認措置)等が義務付けられ、これに違反した場合には、都道府県公安委員会による行政処分を課することができるようになった。

このほか、地方公共団体でも青少年の保護育成に関する条例がある。条例による規制においては、主に、青少年に有害なものとして知事が指定した興行、図書類(雑誌、ビデオ、CD-ROM等)、いわゆるブルセラ商品、広告物等の観覧、販売、提出等の禁止等が規定されている。

なお、知事による指定方法については、都道府県に設置される審議会の意見を聴くなど、図書類の内容を個別に審査し、指定する方式(個別指定方式)と緊急の場合に審議会の審議を経ないで指定し、後日、審議会へ報告する方式(緊急指定方式)やわいせつな写真等の一定基準以上のものを自動的に指定する方式(包括指定方式)があり、これらを併用する条例が多い(第2-6-2表)。

また、カラオケボックス等の娯楽施設は、不良行為少年のたまり場となり、あるいは、飲酒、喫煙等の不良行為が行われるおそれが大きいことから、

第2-6-2表 青少年の保護育成条例による有害指定件数の推移

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
総数	40,814	55,858	70,547	64,337	68,468	71,828	65,451	75,840	52,464	28,797	23,685	19,680	14,352
映画	4,211	4,264	3,632	3,201	3,289	2,470	2,666	2,841	2,888	1,191	1,192	1,207	727
雑誌	20,958	20,974	20,068	22,608	20,949	18,304	20,474	17,908	10,953	8,764	7,953	6,667	2,617
広告物	0	11	4	3	0	0	0	21	18	41	6	0	16
ビデオ等	15,645	30,609	46,843	38,525	44,230	51,054	42,311	55,070	38,605	18,801	14,534	11,806	10,992

(注) 個別指定方式による件数  
平成12年までは、暦年で、平成13年からは平成13年3月～平成14年2月までの集計  
資料：総務庁(県内閣府)調べ

警察では、補導活動や営業者等による違法行為の取締りに努めるとともに、業界団体や営業者に対して、少年の健全育成に配慮した営業の自主規制を徹底するよう指導している。

また、テレホンクラブの全国的な増加に伴い、福祉犯(児童買春や覚せい剤密売など少年の福祉を害する犯罪)の被害に遭う少年が問題となり、これらの広告ビラなどが公衆電話ボックス等に氾濫す

るなど、少年の健全育成上に大きな問題となったことから、これら被害を防止するため、都道府県においては、テレホンクラブの利用カード販売等、テレホンクラブ営業の利用を助長する行為を規制する条例が制定されている。

警察では、有害環境の浄化に関し、違法行為を認知した場合には、風適法や前記条例等の各種法令を活用した積極的な取締りに努めている。

#### (4) 青少年を取り巻く環境に関する実態調査等 ア 青少年有害環境対策推進事業

内閣府では平成13年度から、(社)青少年育成国民会議に委嘱して、青少年を取り巻く有害環境の実態等を調査・把握し、青少年を保護するための方策を検討するとともに、青少年有害環境対策についての情報を収集・編集し、関係機関等に提供する「青少年有害環境対策推進事業」を実施している。

#### イ 青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究

メディアが提供する情報には有用なものも多い反面、特に性・暴力表現に関する情報などは、子どもに悪影響を及ぼす場合があるとの指摘もあるなど懸念される状況にある。このような中、子どもとメディアとのより良い関係を社会全体で構築していくという観点から様々な活動が行われ始めており、今後、NPO等の活動の一層の活性化が期待される場所である。

そこで、文部科学省では平成13年度から、我が国におけるNPO等の活動の参考となる事項を広く紹介するため、学識経験者等の協力を得て、海外におけるNPO等の先進的な取組の調査を実施している。

平成13年度は「テレビ放送」をテーマに実施し、報告書を取りまとめたところであるが、平成14年度は、「インターネット」をテーマに、米国のNPO等の取組について実地調査を実施した。

また、この調査結果を基に協力者会議において議論を行い、これらを「子どもとインターネ

ット」に関するNPO等についての調査研究—米国を中心に—を取りまとめたところである。平成15年度も引き続き有害環境対策に関する調査研究を実施する予定である。

### 3. メディア分野における取組

#### (1) 政府における指針

青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体等及び国民が一体となって取り組んでいくため、平成13年10月の青少年育成推進会議において、関係省庁間でより緊密に連携しながら取組を進めていくための共通指針として「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」の申合せを行った。同指針は、①国の取組事項、②国から地方公共団体への要請事項、③国から関係業界団体等への要請事項について盛り込むとともに、政府が実施する各調査研究の概要や関係業界団体等における取組の現状について紹介している(参考資料3(3)参照)。

#### (2) 放送における青少年対策

総務省では、平成11年11月から12年6月まで「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」を開催し、青少年が「メディア社会を生きる力」としてのメディア・リテラシーの向上に向けた施策の方向性について検討を行った。本研究会の提言を受け、メディア・リテラシー教材を開発、現在、各総合通信局において貸出を行っている。

#### (3) インターネットにおける青少年対策

総務省では、インターネット上の違法・有害情報の流通に関するルールを検討するため、平成9年10月から12月まで「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」を開催した。この研究会の提言に基づき、プロバイダ等が加盟する(社)テレコムサービス協会が10年2月に策定した自主規制のためのガイドライン「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」及びこのガイドラインの趣旨を具体化す

るため12年1月に策定した「インターネット接続サービス契約約款モデル条項」について、その策定を支援し、一層の周知徹底に努めている。また、モデル地域の横浜市の協力を得て、受信者側においてインターネット上の有害情報を選別(フィルタリング)する技術の研究開発を13年3月まで実施した。さらに、これらの取組の現状を踏まえ、プロバイダ等による自主規制の支援とフィルタリング等による技術的な取組の一層の促進を図り、国民が安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、12年5月から12月まで「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」を開催し、その提言を踏まえ適切な対応を進めている。

また、風適法では、インターネット等を利用してポルノ映像を見せる営業(映像送信型性風俗特殊営業)が18歳未満の者を客とすることを禁止しているほか、18歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受けることとしている場合を除き、電気通信事業者に対し料金徴収を委託してはならないこと、及び客が18歳以上である旨の証明又は18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けた後でなければ、当該映像を送信してはならないことを規定している。また、プロバイダに対してもわいせつな映像及び児童ポルノ映像の送信防止に関して一定の努力義務を課し、これを遵守していない場合には都道府県公安委員会は総務大臣と協議した上で必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされている。

さらに、インターネット等コンピューターネットワークを通じて、少年でも有害な情報にアクセスできる状況が出現していることから、警察では、平成14年3月に取りまとめられた「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究報告書」の提言を踏まえ、ネットワーク上の少年に有害な情報に対する総合的な対策を推進している。

#### (4) ダイヤルQ<sup>2</sup>における青少年対策

NTTのダイヤルQ<sup>2</sup>サービスにおいて、いわゆるアダルト番組、ソーショットなど青少年に悪影響を与える番組の提供が社会的に問題化したため、(株)全日本テレホンサービス協会による倫理規定の制定、NTTによるダイヤルQ<sup>2</sup>につながらないようにする利用規制、高額利用の契約者への請求前のお知らせ、加入電話契約者以外の者が利用した場合のダイヤルQ<sup>2</sup>情報料の回収代行取りやめなどの対策を講じてきたところであるが、さらに、平成14年1月には、ダイヤルQ<sup>2</sup>の利用について原則事前申込みによるパスワード制を採用することになった。

### 4. 少年の福祉を害する犯罪の取締り等

児童買春・児童ポルノ法違反や児童福祉法違反等の福祉犯は、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害することから、警察では、その積極的な取締りと被害少年の発見保護に努めている。

#### (1) 福祉犯の被疑者の検挙状況及び少年に対する暴力団の影響の排除

平成14年の福祉犯の検挙人員は6,221人で、前年に比べ158人(2.5%)減少した(第2-6-1図)。このうち、暴力団員の検挙人員は635人で、福祉犯における検挙人員の10.2%を占めている(第2-6-3表)。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平3法77)を活用し、少年の暴力団離脱・加入防止対策を推進するなど、少年に対する暴力団の影響の排除に努めている。

#### (2) 児童買春・児童ポルノ問題

国際的にも問題となっている児童買春や児童ポルノは、児童の権利保護や少年の健全育成を図る上で大きな問題であり、平成11年11月、児童買春・児童ポルノ法が施行されたことから、同法による積極的な取締りに努めており、14年中は2,091件、1,366人を検挙している。

#### (3) 「出会い系サイト」問題

「出会い系サイト」を利用した犯罪については、児童買春・児童ポルノ法等による積極的な取締り

## 13 業界自主規制団体一覧

平成15年4月1日現在

	団 体 名	基 準 等
映 画 娯 楽	映倫管理委員会 (S31.12) 中央区銀座3-9-18東銀座ビル TEL3541-2717 青少年映画審議会	・映画倫理規程 H10. 5改訂 ・同審査基準 H10. 5改訂 ・宣伝広告審査基準 S47. 7
	全国興行生活衛生同業組合連合会 (S33.3) 港区新橋6-8-2全国衛生会館6階 TEL5408-5446 東京都興行生活衛生同業組合	・深夜興行等に関する申し合せ S40. 8 〔成人向け映画への18歳未満者の立入禁止等〕 ・自主規制厳守事項 S61. 3 〔青少年向けと非青少年向けとの併映禁止, 18歳未満者の立入禁止〕
	(社)映画産業団体連合会 (S25.12) 中央区銀座2-15-2東急銀座ビル TEL3547-1855	・深夜興行等に関する申し合せ S40. 8 〔成人向け映画への18歳未満者の立入禁止等〕
	(社)日本アミューズメントマシン工業協会 (H元. 6) 港区浜松町1-10-11盛電社ビル6階 TEL3438-2363	・健全化を阻害する機械基準 H11. 7改訂
ビ デ オ ソ フ ト 等	日本ビデオ倫理協会 (S47. 2) 中央区日本橋本町1-3-2共同ビル6階 TEL3231-0571	・映像ソフト倫理規程 S62. 4 ・残酷ビデオ取り扱い自粛通達 H元. 8 ・凌辱、輪姦、暴力による性描写女性の 人権侵害にわたる過剰描写等の自粛通達 H13. 8改訂
	ビデオ倫理監視委員会 (H 3. 4) 中央区日本橋本町4-4-12朝日ビル第3号館3階 TEL3231-1747	・流通上のモラル確立と審査済ビデオの保護対策 H元. 11 (無審査ビデオ及び海賊版対応)
	映像倫理協議会 (H 6. 3) 中央区銀座3-9-18東銀座ビル TEL3541-2717	・映像倫理協議会審査規定 H 6. 3 ・オリジナルビデオ等の審査判定基準 H 6. 3
	コンピュータソフトウェア倫理機構 (H4. 10) 港区浜松町1-2-14 ユーデン浜松町ビル5階 TEL5473-0937	・コンピュータソフトウェア倫理規程 H 4.12 ・機構加盟会社(ソフ倫)シール採用 H 4.12 ・18歳未満販売禁止シール採用 H 4.12 ・R指定(15歳未満販売禁止)シール採用 H 6. 7
	(社)コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) (H8. 8) 港区西新橋1-22-10西新橋アネックス3階 TEL3591-9151	・コンピュータエンターテインメント倫理規定 H 9. 7 ・暴力表現を含む作品に対し注意喚起マークを導入 H11. 9改訂 ・新たに発足した任意団体「コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)」の設立に伴い、「注意喚起マーク」を廃止。実質的な運用についてはCEROへ移行。 H14. 10改訂
(社)コンピューターエンターテインメントレーティング機構 (CERO) (H14. 6) 千代田区神田鍛冶町2-3-1神田高野ビル4階 TEL5289-7928	・CERO倫理規定制定の上、「年齢によるレーティング制度」を実施 H14. 8	

	団 体 名	基 準 等
	(社)日本映像ソフト協会 (S 53. 3) 中央区築地2-12-10築地MFビル3階 TEL3542-4433	・映像ソフト倫理基準 H 8. 9改訂
出	出版倫理協議会 (S38. 12)——特別委員会 (H3. 2) 千代田区神田駿河台1-7 TEL3291-0775 — (社)日本書籍出版協会 (S31. 1) — (社)日本雑誌協会 (S31. 1) — (社)日本出版取次協会 (S28. 2) — 日本書店商業組合連合会 (S63. 8)	・出版倫理綱領 S32.10 ・雑誌編集倫理綱領 H 9. 6改訂 ・雑誌・人権ボックスの設置 H14. 3 ・出版取次倫理綱領 S37. 4 ・出版販売倫理綱領 S38.10 ・「18歳未満の青少年に成人向け出版物は販売できません」ステッカーの作製 H10.6 ・出版ゾーニング委員会の設置 H13.9
版	出版倫理懇話会 (S60. 5) — (事務局) 新宿区高田馬場1-13-16守山ビル 若生出版(株)内 TEL5272-3881 — 編集倫理委員会 (S60. 5) — コミック問題委員会 (H 3. 1)	・編集倫理綱領 S60. 5 ・成人向け雑誌マークの取り扱いについて H 8. 7
	(社)日本広告審査機構 (略称: J A R O S49.10) 中央区銀座2-16-7第三恒産ビル TEL3541-2811	・日本広告審査機構審査基準 S53. 2
	(社)全日本広告連盟 (S34. 3) 中央区銀座4-8-12コチワビル2階 TEL3562-2966	・(社)全日本広告連盟広告綱領 S61. 5改定 ・広告とは… S61. 5改定
広	(社)日本広告主協会 (S45. 4) 中央区銀座4-8-12コチワビル4階 TEL3562-5826	・JAA倫理綱領
	(社)日本広告業協会 (S45. 5) 中央区銀座4-8-12コチワビル4階 TEL3562-0876	・日本広告業協会倫理綱領 S46. 5
	(社)日本雑誌広告協会 (S49. 6) 千代田区神田駿河台1-7 TEL3291-6202	・雑誌広告倫理綱領 S33. 5
	(社)全日本屋外広告業団体連合会 (S40.12) 墨田区亀沢1-7-14屋外広告会館 TEL3626-2231	・屋外広告倫理要綱 S39. 8
告	(社)全日本シーエム放送連盟 (H5. 6) 港区新橋3-1-11長友ランディックビル5階 TEL3500-3261	・ACC・シーエム倫理綱領 S46. 5
	在京スポーツ7紙広告掲載基準委員会 — 東京中日スポーツ — サンケイスポーツ — 報知新聞 — 日刊スポーツ — スポーツニッポン — デイリースポーツ — 東京スポーツ	※7社独自の持ち回り勉強会 (月1回)

	団 体 名	基 準 等
ダイヤルQ	(社)全日本テレホンサービス協会 (S55. 6) 中央区日本橋本町1-4-9 共同ビル(新中央)2階 TEL3548-0555 倫理委員会 (H元. 7)	・有料情報サービスに関する倫理規程 H11.10改訂
カラオケ	日本カラオケスタジオ協会 (H3.11) 品川区上大崎2-21-13 東高目黒ペアシティ402 TEL3779-2491 各都道府県協会	・カラオケボックス運営における自主規制基準 H 5. 6 ・管理者講習会の実施 H 5. 7~
インターネット関連	(社)テレコムサービス協会 (S63. 4) 港区西新橋1-4-10西新橋3森ビル5階 TEL3597-1092	・インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン H10. 2
	(社)日本インターネットプロバイダ協会 (H13. 1) 渋谷区桜丘町3-24 カコー桜丘ビル6階 TEL5456-2380	・消費者啓蒙サイト「インターネットを楽しむために」の公開 H13. 5
	(財)インターネット協会 (H13. 7) 港区新橋3-4-5新橋フロンティアビルディング6階 TEL3500-3351	・電子ネットワーク経営における倫理綱領 H 8. 2 ・電子ネットワーク運営における個人情報保護に関するガイドラインの改訂 H 9. 12 ・インターネットを利用する方へのルール&マナー集 H 11. 3 ・インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集 H 11. 12 ・インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン H 13. 2
放送	(社)日本民間放送連盟 (S26. 7) 千代田区紀尾井町3-23文芸春秋西館 TEL5213-7711	・日本民間放送連盟放送基準 S 26. 10 ・放送音楽などの取り扱い内規 S 34. 7 ・児童向けコマーシャルに関する留意事項 S 57. 3 ・放送倫理基本綱領 H 8. 9 ・日本民間放送連盟報道指針 H 9. 6
	(社)日本ケーブルテレビ連盟 (S55. 9) 品川区西五反田7-13-6 SDI五反田ビル7階 TEL3490-2022	・自主制作番組・放送番組基準 H 9. 9
	CS放送成人番組倫理委員会 (H 8. 9) 港区虎ノ門5-8-8第3文成ビル2階 TEL5777-6461	・放送番組倫理基準 H 9. 5 ・番組審査基準 H 9. 5
	(社)衛星放送協会 (H10. 6) 港区虎ノ門2-9-8あまかすビル4階 TEL3597-3211	・衛星放送協会放送基準 H 11. 1 ・成人向エンターテイメント放送基準 H 11. 5

	団 体 名	基 準 等
新 聞	(社)日本新聞協会 (S21. 7) 千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7階 TEL3591-4401	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞倫理綱領 H12. 6</li> <li>・新聞販売綱領 H13. 6</li> <li>・新聞折込広告基準 S37.11</li> <li>・新聞広告倫理綱領 S51. 5</li> <li>・新聞広告掲載基準 S51. 5</li> </ul>
レ コ ー ド	(社)日本レコード協会 (S17. 4) 中央区銀座7-16-3日鐵木挽ビル2階 TEL3541-4411 レコード倫理審査会 (S30. 4) (協会内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レコード倫理綱領 S27.11</li> <li>・レコード制作基準 S27.11</li> </ul>
マ ス コ ミ 全 般	マスコミ倫理懇談会全国協議会 (S33. 1) 千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル8階 日本新聞協会内 TEL3591-3465	<p>各業界ごとに規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞倫理綱領 H12. 6</li> <li>・放送倫理基本綱領 H 8. 9</li> <li>・雑誌編集倫理綱領 H9.6改訂</li> <li>・映画倫理規定 H10.5改訂</li> <li>・レコード倫理綱領 S 27. 11</li> <li>・全日本広告連盟広告綱領 S 61. 5改訂</li> </ul> <p>などに基づき基準を作成</p>

2 青少年の保護育成に関する都道府県条例規制事項一覽

(平成14年7月31日現在)

都道府県名	制定年月日	最終改正年月日	規 制 事 項					
			有害図書等の制限	自販機の制限	健全育成を阻害する行為の規制			その他
			有害玩具(刀剣類を含む)の販売制限 有害広告物に対する措置命令 有害興行等の観覧の制限 有害文書図画等の販売等制限	衛生用具(刀剣類を含む)の販売制限 有害玩具(刀剣類を含む)の販売制限 有害文書図画等の自動販売機販売制限	有害薬品類の販売等制限 古物等買受及び質受等制限 深夜外出等の制限 場所の提供又は周旋の禁止 みだらな性行為及びわいせつ行為の制限	飲食店等への立入禁止 危険物所持の禁止 射幸心誘発行為の禁止 (有害遊技制限) 金銭の貸付け等の制限 深夜における興行場等への立入制限	風俗営業所内への立入禁止 喫煙及び飲酒の禁止 有香施設等への入場規制 非行誘発助長行為の防止 いれずみの規制	立入調査 興行者等の自主規制 優良環境の推奨 優良興行及び図書等の推奨 旅館業を営む者の届出 学校周辺の旅館等に対する勧告 モーター設置営業の規制
1北海道	30.4.2	13.12.18	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎	◎◎
2青森県	54.12.24	14.3.22	◎◎◎◎	◎◎	◎◎△	△△△△	△△△△	◎◎
3岩手県	54.12.21	12.12.18	◎△△◎	◎◎	◎◎	△△△△	△△△△	◎◎
4宮城県	35.3.31	14.4.1	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎
5秋田県	53.10.5	12.3.29	◎◎◎◎	◎	◎◎◎			◎◎
6山形県	54.3.26	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎
7福島県	53.3.30	12.4.1	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	△△△△	△△△△	△◎◎◎
8茨城県	37.10.6	13.12.25	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎
9栃木県	51.7.6	12.3.28	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎		◎◎
10群馬県	36.4.1	12.10.18	◎◎◎◎	◎◎	◎◎△◎	◎		◎◎◎◎
11埼玉県	58.3.9	13.12.28	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	△△	◎◎◎◎
12千葉県	39.11.1	14.3.26	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎			◎◎◎◎
13東京都	39.8.1	13.3.30	◎◎◎◎	◎◎	◎	◎		◎◎◎◎
14神奈川県	30.1.4	13.12.28	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎	◎◎
15新潟県	52.3.31	13.12.28	◎◎◎◎	◎◎	◎◎△◎	△△△△	△△△△	◎◎◎◎
16富山県	52.3.25	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎
17石川県	53.10.11	13.10.12	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎◎	◎◎◎◎
18福井県	39.4.1	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	△△△△	△△△△	◎◎◎◎
19山梨県	39.4.2	13.3.29	◎◎◎◎	◎	◎◎◎◎			◎◎◎◎
20長野県	-	-						
21岐阜県	35.11.10	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎◎	◎◎◎◎
22静岡県	36.10.4	13.12.25	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎△	◎	◎◎◎◎
23愛知県	36.3.28	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎△	△△△△		◎◎
24三重県	46.12.24	13.12.25	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎△◎	◎△	◎	◎◎◎◎
25滋賀県	52.12.23	12.7.19	◎◎◎◎	◎◎△	◎◎◎◎	◎△	◎	◎◎◎◎
26京都府	56.1.9	12.3.28	◎◎◎◎	◎◎△	◎◎△◎	◎	◎	◎◎◎◎
27大阪府	59.3.28	12.3.31	◎◎◎	◎	◎◎			◎◎◎◎
28兵庫県	38.3.31	13.12.20	◎◎◎◎	◎	◎◎◎◎			◎◎◎◎
29奈良県	51.12.22	12.3.30	◎◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎	◎◎◎◎
30和歌山県	53.10.19	11.12.24	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎◎	◎◎◎◎
31鳥取県	55.12.25	12.3.28	◎△△◎	◎◎△	◎◎◎		◎	◎◎◎◎
32島根県	40.3.26	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎		◎◎◎◎
33岡山県	52.6.16	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎◎◎	◎◎◎◎
34広島県	54.3.13	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎△	◎◎◎△	◎△△	◎	◎◎◎◎
35山口県	32.12.13	14.3.22	◎◎◎◎	◎◎	◎◎△◎		◎	◎◎◎◎
36徳島県	40.7.19	13.12.25	◎◎◎◎	◎◎	◎◎△◎	◎	◎	◎◎◎◎
37香川県	27.8.10	13.12.21	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎◎◎
38愛媛県	42.10.6	13.12.25	◎◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎◎◎
39高知県	52.12.22	12.4.1	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎		◎	◎◎◎◎
40福岡県	31.6.30	14.3.29	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎◎◎
41佐賀県	52.7.29	14.	◎◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎		◎◎◎◎
42長崎県	53.4.1	14.3.27	◎◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎◎	◎◎◎◎
43熊本県	46.6.8	12.12.28	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎◎	◎	◎◎◎◎
44大分県	41.4.15	11.12.24	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎◎◎
45宮崎県	52.7.28	14.3.27	◎◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎		◎◎◎◎
46鹿児島県	36.12.22	14.3.29	◎◎◎◎	◎◎△	◎◎◎◎	◎	◎	◎◎◎◎
47沖縄県	47.5.15	10.12.25	◎◎◎◎	◎◎	◎◎◎◎	◎	◎◎	◎◎◎◎

注) ◎: 罰則付きの規制があるが、罰則はない。  
 ○: 罰則付きの規制のみ。  
 △: 自主規制